

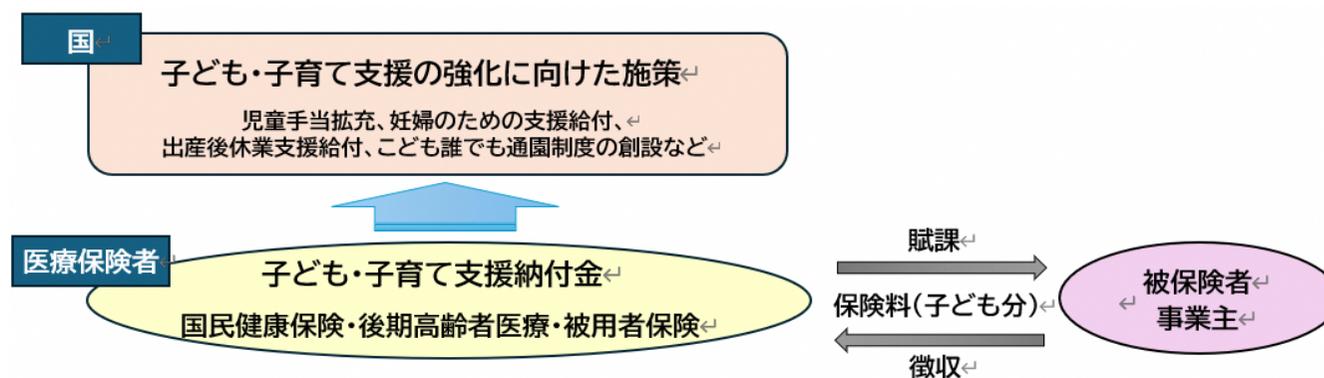
子ども・子育て支援金制度の創設に伴う 国民健康保険料等の対応について

保険年金課

1. 政策等の背景

令和6年（2024年）6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、子ども・子育て支援の強化施策に対する安定した財源確保のため「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度（2026年度）以降、全世代・全経済主体で子育てを支えるといった理念に基づき、全ての医療保険者は、新たに「子ども・子育て支援納付金分」（以下「子ども分」という。）を被保険者等から徴収し、国に納付することが義務付けられました。

これを受けて、国民健康保険制度および後期高齢者医療制度においても、令和8年度（2026年度）から、新たに子ども分の保険料を賦課・徴収いたします。

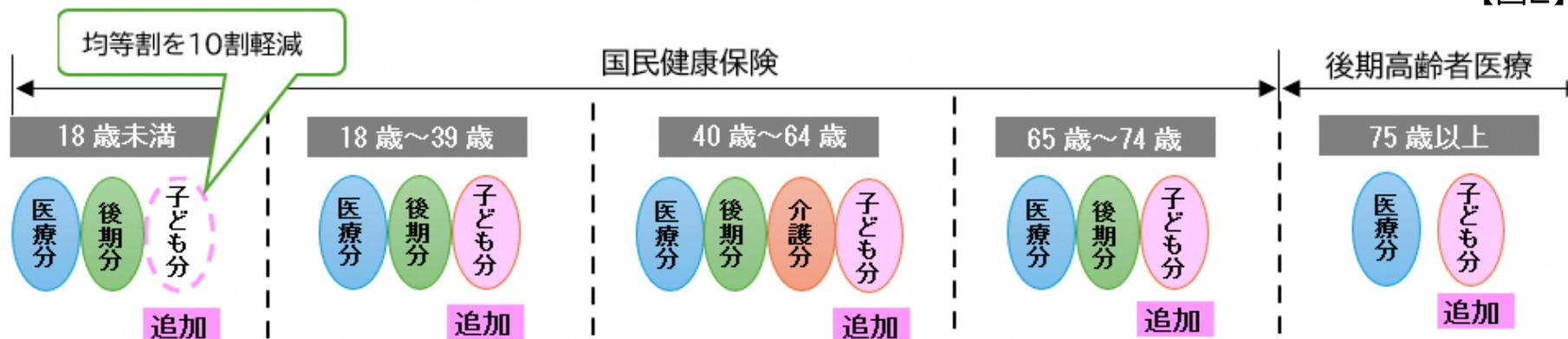


2. 内容

(1) 保険料の構成および子育て世帯に対する軽減措置について

- ・ 国民健康保険料は、従来の医療費に充てる「医療分」、後期高齢者の医療費に充てる「後期分」、及び介護費用に充てる「介護分」で構成されており、新たに「子ども分」が追加されます。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、従来の「医療分」に、新たに「子ども分」が追加されます。
- ・ 「子ども分」については、いずれの制度も、所得に応じて負担する「所得割」と、加入者一人ひとりにかかる「均等割」の組み合わせとなります。

【図2】



※ 18歳未満の場合、子育て世帯の負担が増えないよう、子ども分の均等割については10割軽減が適用されます。一方で、アルバイト等一定の所得がある場合は、所得割の賦課が生じるため、点線囲いで表示しています。

- ・ 国民健康保険に加入する子育て世帯の過度な負担増加とならないよう、「子ども分」に係る18歳未満の被保険者（高校生世代まで）の均等割額を10割軽減します。

(2) 子ども分の保険料額（各年度）について

令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）にかけて段階的に導入される「子ども分」の保険料額（各年度）については、こども家庭庁において、医療保険制度ごとに、加入者一人当たり平均月額による試算が示されています。

なお、実際の保険料については、国民健康保険料は、大阪府が大阪府国民健康保険運営方針に基づき府内市町村統一の「市町村標準保険料率」を算定します。一方、後期高齢者医療保険料は、大阪府後期高齢者医療広域連合が2年毎に府内市町村統一の保険料率を算定し、今年が改定年度となります。

【こども家庭庁試算】

一人当たり月額(年額)	令和8年度見込	令和9年度見込	令和10年度見込
全医療保険制度平均	250円(3,000円)	350円(4,200円)	450円(5,400円)
被用者保険	300円(3,600円)	400円(4,800円)	500円(6,000円)
国民健康保険	250円(3,000円)	300円(3,600円)	400円(4,800円)
後期高齢者医療制度	200円(2,400円)	250円(3,000円)	350円(4,200円)

※ 令和6年3月29日付けこども家庭庁支援金準備室「子ども・子育て支援金制度における給付と拠出の試算について」より抜粋し、参考として(年額)を追記。

(3) 制度の周知方法について

広報ひらかた、ホームページ、リーフレット等を活用し、また、保険料決定通知書の一斉送付に合わせて全被保険者に個別周知をするなど、子ども・子育て支援金制度の趣旨等について分かりやすく丁寧な説明に努め、加入者の理解を促します。

3. 実施時期等

国民健康保険制度については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険条例の改正が必要となりますので、令和8年（2026年）3月定例会月議会において所要の条例改正案を提出いたします。

後期高齢者医療制度については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合の令和8年（2026年）2月定例会月議会において、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行います。

いずれの制度も、令和8年度の保険料から適用します。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画	基本目標	「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」
	施策目標6	「誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち」
	施策目標8	「安心して適切な医療が受けられるまち」



5. 関係法令・条例等

子ども・子育て支援法

国民健康保険法

国民健康保険法施行令

枚方市国民健康保険条例

高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

枚方市後期高齢者医療に関する条例

6. その他（制度改正等の内容を反映した保険料率について）

（1）国民健康保険料率

令和8年度 市町村標準保険料率【本算定】

市町村標準(R8)	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	一人当たり保険料 (府内平均)	前年度比	前年度比
医療分	9.50%	34,990円	33,908円	66万円	98,222円	▲334	▲0.3%
後期分	3.06%	11,191円	10,845円	26万円	31,580円	▲168	▲0.5%
介護分	2.60%	18,682円	－	17万円	30,890円	▲970	▲3.0%
子ども分	0.28%	1,841円	－	3万円	3,219円	+3,219	－
合 計					163,911円	+1,747	+1.1%

参考 令和7年度 市町村標準保険料率

市町村標準(R7)	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	一人当たり保険料 (府内平均)
医療分	9.30%	34,424円	33,574円	65万円	98,556円
後期分	3.02%	11,034円	10,761円	24万円	31,748円
介護分	2.56%	18,784円	－	17万円	31,860円
合 計					162,164円

(2) 後期高齢者医療保険料率

第10期保険料率(令和8・9年度)【本算定】

令和8・9年度	所得割	均等割	賦課限度額	一人当たり保険料 (府内平均)	前年度比	前年度比
医療分	11.51%	64,931円	85万円	108,119円	+12,453	+13.02%
子ども分(※)	0.24%	1,373円	2.1万円	2,293円	+2,293	—
合 計				110,412円	+14,746	+15.41%

※ 第10期保険料率の子ども分については、国通知により令和8年度分のみ。
令和9年度分は令和8年度に算定予定。

参考【参考】第9期保険料率(令和6・7年度)

令和6・7年度	所得割	均等割	賦課限度額	一人当たり保険料 (府内平均)
医療分	11.75%	57,172円	80万円	95,666円